

第3回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
議事録

1 日時 平成23年11月11日(金) 18時45分～

2 場所 第一本庁舎33階北側特別会議室N6

3 次第

(開会)

1 議事

地域支援ネットワークの強化について

- ・先駆的な取組みの紹介
- ・検討の視点と解決の方向について

2 今後の予定について

(閉会)

4 出席委員

松原部会長、柏女副部会長、磯谷委員、今田委員、高田委員、武藤委員

5 取組み事例紹介者

多摩市子育て総合センター 田川センター長、伊藤子ども家庭支援担当主査

港区子ども家庭支援センター 保志相談担当係長

6 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会第2回専門部会における主な御意見

資料3 児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題
の整理

資料4 地域支援ネットワークの強化 検討の視点と解決の方向

資料5 多摩市の取組み

資料6 港区の取組み

その他 資料集

○柏原家庭支援課長 お待たせしました。それでは、皆様おそろいのようにございますの

で、始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様の御出席につきまして御報告をさせていただきます。

本日、犬塚委員、中板委員、網野委員が所用のため御欠席と伺っております。6人の委員の皆様には御出席いただいておりますので、定足数に達することを御報告をさせていただきます。

それから、大変申し訳ございませんが、本日、議会の対応が急遽入りまして、事務局側のメンバーが何人か欠席をさせていただくことになりました。少子社会対策部長の桃原も欠席をさせていただきます。お詫びをさせていただきます。

次に、お手元の会議資料を確認をさせていただきたいと思います。

資料1でございますが、「東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2でございますが、「東京都児童福祉審議会第2回専門部会における主な御意見」。

資料3でございますが、「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて課題の整理」、A3版の大きな紙でございます。

それから、資料4「地域支援ネットワークの強化 検討の視点と解決の方向」でございます。

資料5でございますが、「多摩市の取組み」、本日お越しいただいておりますが、その際に使います。

続きまして、資料6「港区の取組み」、同じく本日ヒアリングを行いますので、その際に使います。

その他、「資料集」となっております。

そのほかに、お手元のクリアファイルに入っている資料集は、今までの部会で御提示させていただいております資料と同一のものでございますので、こちらにつきましては、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますので、よろしく願いいたします。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されます。

それでは、この後の進行につきまして、松原部会長をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○松原部会長 よろしく願いします。「東京都児童福祉審議会第3回専門部会」を開催させていただきます。お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、今日の議事は「地域支援ネットワークの強化について」ということで、御議論を更に続けていただきたいと思います。前回の部会と今日の部会で、一応、2回をめどにすることになります。

では、まず、御議論いただく手がかりということも含めて、地域において先駆的な取組みをされている2つの関係区市の方から、その取組みを御紹介いただきたいと思います。

す。30分ほど紹介と質疑応答の時間を取ってまいりたいと思います。残りの後半の1時間で部会としての議論を深めて、課題解決の方向性を探ってまいりたいと思います。

それでは、最初に、多摩市の方の入室をお願いいたします。

(多摩市 入室)

○多摩市センター長 多摩市の子育て総合センターのセンター長をしております田川と申します。よろしくお願いいたします。

それから、うちの子育て総合センターの担当主査であります伊藤と一緒に今日は説明にまいりました。よろしくお願いいたします。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 よろしくお願いいたします。

○松原部会長 今日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。既に事務局からお伝えしてあるかと思いますが、御準備いただいた資料5に基づいて、およそ20分ほど、日ごろのお仕事について御紹介いただいて、その後、10分ぐらい質疑応答させていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○多摩市センター長 それでは、資料5の「多摩市の取組み」という資料をごらんいただきながら、少し御説明をさせていただきたいと思います。

最初に、表紙の次にあります、横組みになって申し訳ないんですが、「多摩市資料①」という資料をごらんいただければと思います。

今日は、事前にお話を伺っていますのは、主に3点、1つは、要保護児童対策地域協議会の運営、多摩市で言いますと多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会という名称になっておりますけれども、この運営のことについて。それから、もう一つが、児童相談所との連携について。それから、もう一つが、独自の子育て支援サービスの活用ということで、その3点辺りを中心にお話をさせていただきたいと思います。

初めに、「多摩市資料①」と書いてあるネットワーク連絡会の構成図を見ていただきながら御説明をさせていただければと思います。

多摩市の子ども家庭支援ネットワーク連絡会は、平成21年の3月に児童福祉法の改正を受けまして、特定妊婦、それから、要支援児童に関することをこの所掌事務に加えています。併せて、障害福祉課の中に発達支援室が開設したこともございまして、実務者会議を再編成して、この図式の左側にあります虐待予防支援チーム、発達障害・特別支援チーム、この大きな2つの枠組みをつくったところです。

虐待予防支援チームの中には、特定妊婦支援チーム、要保護児童進行管理チームをつくっています。それから、発達障害・特別支援チームの中には、教育相談業務と発達支援室の連携チームという1つのチーム。それから、両方の支援チームにまたがる形で、要支援・要保護支援チームと、就学前後連携のための要保護・要支援チームという、それぞれのチームを構成したところでございます。

詳しくは、その後の参考資料ということで付けさせていただいています要綱をごらんいただければと思うんですが、文章で細かくなってしまうので、この「多摩市資料

①」でそのまま御説明をさせていただきますと、私どものネットワーク連絡会は、代表者会議がございます。その代表者会議の下に、今、お話をしました実務者会議、更に詳細の事例を検討する事例検討会ということで、3層の構造を、平成21年の11月から要綱改正しまして進めているところでございます。

それぞれのチームの役割なんですけれども、次の2枚目の「多摩市資料②」をごらんいただければと思います。

チーム名からもおわかりだと思いますけれども、特定妊婦支援チームにつきましては、こういったメンバーで、周産期の関係機関のネットワークによって、特定妊婦の早期発見・早期支援を図ることを目的としています。具体的には、昨年度で言いますと年3回ほど開催をしておりますけれども、特定妊婦の状況確認、情報の共有、こういったことをこのチームの中で進めています。直近の事例で言いますと、先月開催した中では、リストとしては40ケースぐらいあるんですが、その中の20事例ぐらいについてをここで情報交換をしております。

それから、要保護児童進行管理チームということで、これは児童相談所と子育て総合センター、うちは子育て総合センターと言っておりますけれども、これは広場であるとか、そういったことを含めた複合の施設になっていまして、そういう言い方をしているんですけれども、他市で言えば子ども家庭支援センターの役割だと思いますけれども、児童相談所と私どもの子育て総合センターの2者で要保護児童の状況確認と、主担当機関の確認、ケースの進行管理の突合、こういったことをやっております。

それから、資料2ですと一番下になりますけれども、発達支援室が事務局を担当して進めているのが、教育相談業務・発達支援室との調整・連携チームということで、こちらは教育相談員が関わる事例のすり合わせ等を進めているところです。

それから、私どもの子家センターの機能の子育て総合センターと発達支援室が共同で担っているのが、要支援・要保護児童支援チーム。こちらも、この実務者会議の中では中心的な役割を果たしているわけなんですけれども、要支援・要保護児童に対する状況確認と援助方針の見直し、関係機関の連携、こういったところを中心に進めています。

それから、もう一つの就学前後連携のための要保護・要支援児童支援チームにつきましても、要支援・要保護の就学前の児童に対して、就学前期間から就学後の期間へ、切れ目のない支援を継続していくための検討を進め、協議をしているチームでございます。

これが私どものネットワーク連絡会の構成です。開催回数は、代表者会議は年に2回開催をしております。それから、各チームについては、それぞれ年3回から4回、開催をしております。それから、事例検討会については、個別の事例についての検討ということで、私どもの子育て総合センターが事務局をしています要保護・要支援事例検討会について、昨年度ですけれども、年間で172の事例を取り扱っています。もう一方の発達障害児の要保護・要支援事例検討会につきましても、年間で72の事例をそれぞれの検討会ということで検討しているところでございます。

早口で恐縮ですけれども、この辺が私どものネットワーク連絡会の構成です。3層の代表者会議、実務者会議、事例検討会、こうした間で、今日の資料の「多摩市参考資料②」ということで、A3の横組みの資料を付けさせていただいているかと思えますけれども、年間と言うと、こんな具合でやっているということです。代表者会議がおおむね年度の初めと終わりにありまして、その間に実務者会議をそれぞれやって、最終的なまとめをまた代表者会議のところでまとめていくと、こんな流れでございます。

それでは、ちょっと早いかもしれませんが、2点目の児童相談所との連携のことについて少しお話をさせていただきたいと思えます。これについては、申し訳ありません、特に資料はないんですが、私どものところには、幸いなことに市内に多摩児童相談所がございますので、日常的にケースの相談であるとか、それから、情報提供、情報共有を行っております。同行訪問、あるいは同行での面接など、そういったときの援助要請、援助内容について、所内で話し合いをした上で、同行でお願いをしています。そんな中で、日々、助言、あるいは御指導いただいているというのが現状です。

それから、死亡事例の検証の中で、児童相談所のケースであっても、やはり子家センターも関わることが重要だという話があります。そんなこともございますので、私どもも、児相のケースであっても関心を持って情報を共有していただけるようにしているところでございます。

それから、これは特に今年度からなんですが、私どもの子育て総合センターでも毎週ケースの処遇会議を行っているわけですが、今年度、4月から月2～3回、多摩児童相談所から児童福祉のチーフの方が来ていただいて、その処遇会議に一緒に加わっていただいて、その場でいろいろな助言・指導、こういったことをしていただいております。これは私どものケースワーカーにも大変好評で、直接的に、その場でいろいろなアドバイスをいただけたりとすることは、東京都には大変感謝しているところでございます。

それから、3点目の独自の子育て支援サービスの活用ということなんですけれども、これにつきましては、A3の横組みの大きい資料の2枚目に資料を付けさせていただいております。これはどちらかというと市民向けにつくった資料なので、恐縮ですが、「就学前までの途切れのない子育てサービス」ということで、こんなサービスを多摩市では展開しております。

この中でも、右の方に各サービスのサービス名称がございますけれども、例えば、③の子ども家庭サポーター派遣、⑤の子どもショートステイ、⑥の子ども家庭サポーター派遣、⑦の子育てスタート支援事業、こういったところが私どもの子育て総合センターが受け持つとやっているところなんです。こういったサービスを受けるに当たっても、ケースの見立て、利用の目的、こういったところを確認しながら、サービスの担当課と調整をした上で、場合によったらケース会議も開いた上で、こういったサービスにつなげていくということをしております。

特に私どもの市では、⑦の子育てスタート支援事業を東京都からの補助をいただいて

実施をしているわけですが、この事業については、特に虐待のリスクの高い事例の方が利用されるということで、この事業に当たっては、必ず、この事業の導入前にケース会議を行って、ケースのアセスメント、導入の目的、開始の日時、サービスの形態、保健師による訪問指導やワーカーの家庭支援、そういったことを細かいところまで調整を確認した上で、この事業に結びつける、この事業のサービス提供をするということをしております。

同様に、⑤のショートステイ事業などにつきましても、特に要保護・要支援家庭の利用の際には、このサービスの利用の是非の検討も含めて、必要に応じてケース会議を開催して、預かり先の養育協力家庭の参加も得て、情報共有をしながら、このサービスの提供をしていただいています。

早口になってしまいましたけれども、おおむね3点についてはそんな状況でございます。具体的な事例につきましては、伊藤から御報告をさせていただいて、あと、補足もあればしていきますので、よろしくお願いいたします。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

最初に説明をさせていただいた多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会の各チームでございますけれども、多摩市の場合は、特定妊婦という辺りをチームとして持っているところが大きな特徴かなと思っております。健康推進課、保健分野の保健師が妊娠届等からケースを把握する、それから、周産期の医療機関が検診の中から、例えば、お母さんがメンタルの疾患をお持ちであるとか、家庭的な多問題があるであるとか、そういったことを、特に助産師が上手に拾い上げてくださって、私どもにつなげていただくとか、あと、南多摩保健所の方であるとか、そういったところから、このチームを始めまして、生活保護のワーカーでありますとか、母子自立支援員、その辺りからも事前に、妊娠中から、生保のケースで、母子で、また妊娠してしまいましたみたいなことでケースが上がってくるということで、保健分野プラスそういった福祉の分野、医療の分野からケースを早期に発見することができるようになってまいりました。

年3回ですけれども、勿論、その時点で妊婦として把握した人の状況、把握した、この人のリスクを共有するのと、あと、その方が出産をしました、その後、どういう支援が今、行われていますよという辺りを、振り返りも含めながら共有をしております。そういった中から、この実務者会議で共有したところから、先ほど説明をしました子育てスタート事業、産褥期の母子の支援をする、助産院にデイケアに通っていただいたり、ないしは泊まっていただく、ショートステイをしていただくというような事業なんですけれども、そういうところにつなげていくという辺りが非常にスムーズにできるようになっております。

あと、もう一つ、要支援・要保護支援チームの中では、虐待事例、114事例ですけれども、入所中のケースを含めて、今、このケースがどういう状況になっているかという辺りを、全ケース確認をしております。事例の共有だけで精いっぱいというところが

今後の課題かなと思っておりますが、それ以外に、いかに早く発見するかということで、虐待対応マニュアルの見直しでありますとか、それから、年に1回、不登校事例の安否確認調査という形で、児童虐待防止月間に合わせてやっております。1か月以上、どの機関でも現認ができていない児童がいないかどうかということで、小中学校にお願いをして調査をしております。そんなことを対策として組んでやっております。

もう一つ、ちょっとわかりにくいかと思うんですが、就学前後連携のための要保護・要支援児童支援チームですけれども、切れ目のない支援をしていくというところがとても大きな課題で、虐待事例の中で、育てにくい、発達的な課題を持っているお子さんというのは、すごくリスクが高い。そこへもってきて、お母さんが精神、お母さんが発達ということになると、ますます養育が難しくなって、虐待となってしまうということで、そういったことのないようにということで、このチームをつくっております。就学前の保育園、幼稚園から、あと、保健機関の情報を、今度、就学先の小学校に上げていくという形で、お母様の了解をもって教育委員会が実施をしているものもあります。

そうではなくて、このチームでは、お母さんの了解を得られない、保護者の了解を得られないだけでなく、児童福祉法の第25条に合わせて、本人了解なし、保護者の了解なしで、情報提供書という形で、毎年80件から100件ぐらい、一定のシートをつくりまして、それを就学先に、2月か3月ごろに、私ども子育て総合センターと発達支援室の職員で全校回りをしまして、こういうお子さんが入学します、家庭状況はこういう状況ですという辺りで、事例のケースレビューみたいな形でお知らせをするということをやっております。そんなことをこのチームで検討しております。

多摩市の場合は、特定妊婦の部分、それから、発達障害の部分を少し手厚く、この実務者会議の中でやっているというところが大きな特徴かなと思っております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問をお願いしたいと思います。

伊藤さんがおっしゃった、助産院に親子で宿泊をするというのは、どの事業の中ですか。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 子育てスタート事業という事業なんですが、7番ですね。

○松原部会長 主としては、どなたかを派遣するような感じなんですか。中身。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 中身は、助産院に委託をしております、そこへお母さんに赤ちゃんと一緒に通っていただく、あと、泊まっていただくという形になります。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかに、委員の方、いかがですか。

○武藤委員 それぞれの実務者会議から、特定妊婦支援チームだとか、さまざまなチームがありますね。これは、機関はいろいろ書いているんですけれども、おおむね何人ぐら

いで関わっているのか。それから、中心には、だれがどういう形でリードしているのかどうかをお聞きしたいなと思うんです。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 委員のメンバーという形でしょうか。

○武藤委員 人数ですね。機関はここに書いていると思うんです。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 特定妊婦は、そのときに応じて、9機関で12～13名というところですよ。医療機関の場合、ソーシャルワーカーと助産師と出いただく場合がありますので、そういった形になります。

児相と子相センターの進行管理については、児相の職員、ケースワーカーと、うちの職員になりますので、10名くらいになります。

要支援・要保護支援チームについては、事務局を抜きまして、委員が8名です。

就学前後につきましては、これは内部が多いんですけども、8名程度です。

一番下の発達支援室が、事務局の教育センターと発達支援室担当は、多分、12～13名ではないかと思います。教育相談の心理士が何人出るか、そのときによって違うようです。

○武藤委員 要するに、リードしていくというか、回すというか。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 リードは、特定妊婦は子育て総合センターがリードしております。

その下の児相との進行管理チームは、交互に児相とうちとで、それぞれが名簿を出して突合しておりますので、共同でやっております。

その下の要支援・要保護児童支援チームについては、私ども子育て総合センターでやっております。

就学前後については、発達支援室中心にしております。

教育相談との連携チームも発達支援室になります。

○武藤委員 ありがとうございます。

○松原部会長 ほかにはいかがですか。どうぞ。

○今田委員 とてもスムーズな流れに乗っておやりのようで、非常に感心してお聞きしていたんですけども、1つお聞きしたいのは、特定妊婦支援チームが主体となって、7番の子育て支援事業へつなぐと解釈してよろしいのでしょうか。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 特定妊婦として把握をしたケースについては、そのようになります。ただ、例えば、産後うつで、妊婦としては把握をしていなかったんですけども、その後、非常に不安が強くてというケースであっても、この子育てスタート事業の対応になりますので、それは別途、違う形で事例検討等もやっております。

○今田委員 そういったところでピックアップして、ハイリスクの妊婦、あるいは子供もということだと思うんですけども、もう一つは、未検診の妊婦をどのような形で探しているのか。あるいはもう一つ、里帰り分娩というのがありますので、どこかで途切れるんですね。そういうもののどういったつながりをされているのか、もしわかれ

ば教えてください。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 未検の方については、妊娠届が出ていないで自宅出産をしたというケースが昨年度も1事例、今年も1事例ございました。実は、前回の特定妊婦チームの中で、自宅出産をしたケースについて、どういう把握ができるだろうかということで検討していただいたんですね。赤ちゃんを自宅で生んだ後、近くの開業の産婦人科の先生のところにお連れになっているんです。医師会の先生なんですけれども、そういうところの先生方と、特定妊婦の困難性であるとか、虐待のリスクという辺りの視点をどういう形で共有していただいたらいいだろうか、やはりそこが大事ではないかということと、お医者様はやはりお忙しいので、そこにいる助産師であったり、看護師であったり、開業医の先生方のパラメディカルスタッフといいますか、そういう方へのアプローチといいますか、虐待の視点を持っていただくというような取り組みが必要ではないかという形で、この件については、医師会の先生方と御相談したいなと思っております。それが1点目。

あと、里帰りについては、たまたま妊娠中に戸惑いがありますと書いていたケースで、出産した後、里帰りをしてしまって、その後、リスクをきっちり把握できたのは、帰って来てしばらくしてからの新ちゃん訪問だったというところで、事例を把握していたとしても、御指摘のとおり、支援の開始が遅くなってしまうという辺りがあって、ここについては、私どもと母子保健を担当しているところとで、どんなふうやっていったらいいんだろうかというところなんです。出産した後にいただく出生通知書というものがありますので、そこに、いつごろ帰りますということを書いてくださるお母様であれば、それに併せて保健師がアプローチをすることができるんですけれども、そうでない場合で、特定妊婦として把握をした事例については、待たずに、こちらから連絡を入れていくということがやはり必要だねというお話になっております。

○松原部会長 ありがとうございます。

児童相談所との連携でお話を伺いたいんですが、一時保護の解除、施設入所措置の解除のときには、会議を持っていらっしゃるでしょうか。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 地域に戻られるというところですね。勿論、ケース会議という形でさせていただいております。特に、児童自立支援施設などにいらっしゃったケースについては、その後の、学校をどうするかであるとかがありますので、本当に措置解除になるというのではなくて、場合によっては、こういう子が入所しましたというところから、教育委員会も含めて、児相から情報提供いただく場合がございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○柏女副部会長 本当に素晴らしいシステムをおつくりになられていらっしゃるということで、深い感銘を覚えました。

2点お伺いしたいんですけれども、どのような経緯でこのようなシステムができ上が

っていったのかということも1点お伺いしたいのと、もう一点は、施設入所中も進行管理チームが対応できるわけですね。そうすると、児童相談所の専門的・技術的な支援は必要だったとしても、多摩市で施設入所中のケースも含めて、一貫してその支援を、いわゆる実施主体になって行っているのではないかとも思うのです。勿論、児童相談所の専門的・技術的な支援は、同行訪問その他、必要だろうと思います。その辺についての御意見もお伺いできればと思うのです。今は勿論、制度的には無理です。

○多摩市子ども家庭支援担当主査 まず、こういうチームにした経緯については、私、つくった人間ではないので、想像で申し訳ありませんが、妊婦については、児童福祉法の中で特定妊婦という辺りが定められたというところが大きなきっかけになっています。その当時は、母子保健の中で周産期ネットワーク会議というのをやっておりました。私がそこにいたんですけれども、母子保健の担当と、周産期をやっている近隣の病院の助産師、ドクターまでは入りませんでしたけれども、そういう方々と会議はしていたんですけれども、医療と保険だけではなくて、もっとそこに福祉的な視点というところで、児童福祉法にも入ったというところで、事務局を児童福祉の方に变えて、チームを持った、周産期ネットワーク会議を吸収する形でつくったという経緯だと思います。

あと、就学前後につきましては、発達障害という辺り、特別支援のケアについて、教育現場の中でもいろいろと議論がされていたときに、市の中でどこがやっていくんだみたいなどころがありまして、療育を所管している部分が障害福祉課でしたので、子供たちだけではなくて、将来的には発達障害を持った方の就労支援であったり、福祉的な自立支援・就労支援であったり、そういったところを含めて、今後は担っていく必要があるんじゃないかということで、発達支援室が構想として障害福祉の中で上がって、そんなところから、このチームの中にも含めていこうと。現状としては、就学前後から、現在は小学生の相談が一番多いと聞いております。そういう経緯でできたと思います。

後半のもう一点につきましては、本当に、今日も虐待通告、昨日も虐待通告みたいな形がありまして、入所中のケースについて、今、やっていくのは、勿論、技術的な問題もありますけれども、マンパワー的にも非常に厳しいなと思います。ということで、お願いします。申し訳ありません。

○松原部会長 ありがとうございます。

非常にいい児センで、あと1時間でも2時間でもお話を聞いていたいところなんですけれども、もう一つの自治体の方にもお見えいただいていますので、特になければ、これで。また事務局を通じて詳しい情報提供をお願いするかもしれませんが、よろしいですか。貴重な報告、本当にありがとうございました。

○多摩市センター長 どうもありがとうございました。

(多摩市 退室)

○松原部会長 それでは、次の取組みということで、港区の方の入室をお願いしたいと思います。

(港区 入室)

○松原部会長 今日、御出席をいただきまして、ありがとうございます。事務局から既にお伝えしているかと思いますが、御準備いただいた資料6に基づいて、おおよそ20分で御紹介をいただいて、あと10分ほどを質疑とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○保志相談担当係長 よろしく願いいたします。港区の子ども家庭支援センターからまいりました相談担当係長の保志と申します。よろしく願いいたします。

今日は、3つの課題をいただきました。1つ目が要対協の運営について、2つ目が児童相談所との連携について、3つ目が独自の子育て支援サービスの活用についてということでしたので、その順番でお話しさせていただきます。

1つ目の要保護児童対策地域協議会の運営についてですけれども、港区でもやはり相談数が非常に増えておりまして、2年前の虐待数でいくと100件ぐらい増えていまして、76から175という状態で、それぞれの児童の関係機関が支援力を強化していくことが非常に大きな課題であるということで、私は今、3年目なんですけれども、配属になって以来、そこを一番の課題にしてきました。

前提として区の体制についてです。この「港区の概況」の●の3つ目なんですけれども、5つの総合支所による総合行政サービス体制になっていまして、例えば、保健師ですと、保健所付でいるほかに、各総合支所に地区の担当保健師がおります。生保ワーカーも総合支所ごとにおり、それぞれの地域での支援を支所ごとにまとめていくことが比較的やりやすい体制に、そもそも行政サービス体制自体ができ上がっているということで、縦割りというよりは地域割り体制となっています。

では、要対協運営について大切にしてきたことをお話します。1番目に子どもセンターのワーカーについてです。「子ども家庭支援センターの組織」のワーカーのところに資格なども書いていますけれども、これは、なるべく児童福祉司任用資格を取ることによって、いろんな研修などにも参加しましたけれども、更に、現在は、例えば、教育委員会、生保、障害の施設、保育園、児童館、高齢、民間の相談機関等、かなりいろんなところの前歴のある人間がワーカーとして来ています。自分たちが以前に働いていたときに子ども家庭支援センターがどう見えていたのかということをチェックしていくところがすごく大事です。

つまり、子ども家庭支援センターというのは、いろんな情報が入ってくるので、自分たちは一生懸命頑張っているという気持ちがあるんですが、では、保育園から見たときに、それはどういうふうに見えるのかということに、つい忙しさの中でわからなくなっていってしまうというか、そういうことを改めて思い出して、どういう情報を提供すれば、児童に対しての支援をやりやすいのか、何が、ある意味、不信感のようになって関係が途切れてしまうのかということ、何度も何度も確認しながら進めていくことが必要です。

2番目には現場に出向くことを大切にしています。その中で信頼関係をつくるということと、子供の顔を見ながら支援を考えるということが、同じ土台に立つ上では非常に大事で、電話だけでどういう子なのというところでは、真剣に一緒に何かできることはないかということを考えているというふうには伝わりにくいというふうに思いました。江戸川区の事件があって以来、子ども家庭支援センターが必ず現場に出向くようになつたことは、港区の子ども家庭支援センターにとっては非常に大きなことで、勿論、ものすごく忙しくはなりましたが、現場との一体感は非常に強くなったと思います。

3番目に大切にしていることですが、それぞれ（各関係機関）のわからないと、思っていることには丁寧に答えるんですけれども、例えば、保育園の持っている強みを生かしてもらうことに関しては、絶対に保育園のやるべきことをこちらが取ってしまわないとか、そこは確実にお願いするところもまた大事なところでした。そういう意味では、各現場を尊敬する気持ちをこちらも持つし、現場の方でもきちんと引き受けていただくということは大事なところで、そういうコーディネートをするんだというふうに、子ども家庭支援センターの職員としてはわきまえていくという感覚が大事だと思います。つい親身になる余り、こうしなさい、ああしなさいとなってしまうと、とてもとてもやり切れないということもありますし、支援が進んでいかないなと思いました。

大前提として大事なのは子供の視点を貫くことで、親にいろいろ問題がある場合、どうしてもそこに目が行きがちになって、翻弄されてしまうので、組織での話し合いの中では、それは行き過ぎているよと、お互いにはっきり言い合っていくということが大事なことだと思いました。

以上のようなことを大事にしながら進めてきましたけれども、要保護児童対策地域協議会の連携が密になった幾つかきっかけがあります。第一に、厚生労働省と文部科学省の通知が出まして、各学校から保護児童の出欠状況をお知らせくださいというシステムを、3月に通知があって、昨年9月にその体制をつくったんですけれども、これで一気に学校との連携が進みました。毎月必ずメールをすとか、電話をすとかということになりましたので、非常に話がしやすくなった。そのときに、このごろどうですかという話ができるようになったことと、指導室に全面的に協力していただいたんですけれども、指導室との関係が非常に強くなったので、学校が困って指導室に相談した内容も、許可が得られれば、子ども家庭支援センターに知らせていただいて、3者で話をするようにになりました。それが1つです。

第二に、こんにちは赤ちゃん事業が児童福祉法の中で規定されて、ガイドラインが厚生労働省から出まして、その中で見つかった、非常に困難なケースに関して、保健所と地区保健師と子ども家庭支援センターがその結果を共有する会議をやはり月に1回確立しました。これで毎月必ず顔を合わせる機会ができて、最近あの子はどうという、ほかの子の話ができるようになり、このことも非常に前進したことです。

第三は、警察との関係なんです。6署あるんですけれども、1つのところから顔合わ

せ会をやりましょうという御提案をいただきまして、そことだけというわけにはいかないので、年度の中で、各署1～2回ですけれども、こちらから出向いて行って、特に被虐のケースが中心ですけれども、あとは非行かな、この子たちは今、どうしているということと、どうしていきましようというお話を直接することができるようになりました。

第四には、マニュアルを作成したことです。三部作でつくろうということで、昨年「幼稚園・学校編」を最初に手がけました。ただ単にどういう経路で、どういうふうに連絡をしてくださいというマニュアルにしてしまうのではなく、全幼稚園と小学校・中学校にアンケートを取りまして、どういう点が支援をするときに厳しいなと思っているかということを知りました。発見のとき、それから、地域での支援に関してとか、子ども家庭支援センターについて知っていることとか、児童相談所について知っていることで疑問な点はということにお答えする形のQ&Aのマニュアルにしました。特に保護者との関係に非常に学校が苦悩している姿がよくわかりました。そこに応えていくことが子ども家庭支援センターの大きな仕事であると思いました。

具体的には、要保護児童対策地域協議会の活動は3ページ、4ページに書いてありますので、ごらんください。今、お話ししたようなことが、実際にいつごろ、何をやったかということが書いてあります。あと、各種の会議に直接出向いたり、それから、いろんなところで研修の講師として来てほしいということには絶対に断らないということで、すべて出向いて行っています。

第二の課題の児相との連携ですけれども、2ページですが、もともと児童相談所との関係が悪かったことは一度もなく、非常に良好な関係で、さまざまアドバイスをいただき、また、こちらからもお願いもし、やってきたんですけれども、去年は週に1回、今年度になって週に2回、受理会議のときに福祉司に来ていただけるようになりました。相談支援が始まって最初の受理のときに、これからどうしていくのかというところを共有できるようになったことは、安心感を持つことができましたし、それ以降の援助方針を変えたいという内容についても確認を一緒にしていただくということもやっています、この会議がうちのすべての支援の根本のところ座ったように思います。

受理会議は非常に丁寧にうちとしてもやっています、逃げないとか、組織対応をきちんと行うとか、率先して子ども家庭支援センターが動くとかいうことを前提にしています。

それから、松原先生にスーパーバイザーとして来ていただいて、毎月1回、支援計画の確認をお願いしていますが、非常に厳しく御指導いただいていることもあり、その会議が終わると、みんな眠れなくなってしまうんですけれども、そのことが非常に専門性を、自分たちでも自覚して取り組むことができる基本になっています。

あと、もともと社会福祉司の資格を持っている者はそちらを優先させましたけれども、非常勤も含めて、できるだけすべての人が児童福祉司任用資格を取ということで、これに関しても、かなりプライベートな時間も使って、全員がモチベーション高く向かえ

たのも、基本的に、受理会議も含めて、こういう会議を厳しくやっていただいたお陰だと思っています。

あと、48時間以内の直接目視というのが、最初に申し上げたとおり、非常に大きくて、みんな、学校に行くといろんな質問を受けることになり、それにきちんと答えていくことは、やはり相当、身を正して勉強していかなければならないと思う機会になっています。

この1～2年、特に去年は何回か、法的対応に困るようなケースが立て続けに何件かありました。そのときに、法的な権限とか、役割の差を、児童相談所はここから、子ども家庭支援センターができることはここまで、または要保護児童対策地域協議会の中で認められていることはここなんだとかということの認識が逆に強くなりました。そのことで、こちらでやれることはできるだけ、100%以上やるけれども、ここから先はと毅然として児相にお願いすることができるようになったということはあると思います。関係機関のコーディネートも、区内のものは十分行った上で、児童相談所に送致することもできるようになったかなと思っています。

第三の課題の地域支援の社会資源に関してですけれども、一時預かりですとか、ショートステイ、トワイライトステイ、日常的に保護者の居場所としての子育て広場、児童館、保育園というのは、どこの自治体でも同じようにあると思いますし、港区はかなり豊かに用意していると思いますが、特徴的なところだけ今回はお話ししようと思います。

5ページに派遣型一時保育サービスというのを持ってきました。このサービスを提供しているのは「あい・ぽーと」という区が建てた施設なんですけれども、区は補助金を出して、あい・ぽーとステーションというNPOにお願いして運営していただいています。派遣型一時保育サービスは、区の委託事業になっています。ファミリーサポートと似ているんですけれども、利用会員と支援会員がいて、あい・ぽーとの事務局で調整をしているということなんです。この派遣型というのは、御家庭に出向いて支援員が保育を行います。病後児ですとか新生児に関しても行いますよということと、それから、支援者の自宅でも預かりを行います。また、保育園や幼稚園の送迎、一時保育なども行いますということで、幅広いサービスが提供できています。更に、これを養育支援訪問とつなげる。養育支援訪問も、ほかの民間にもお願いしてはいますが、あい・ぽーともお願いしていて、そこでは、子育て広場に保護者ではなくて支援員に連れていただくとか、おけいこ事の送り迎えをしていただくとか、かなり御要望に応じた形で支援ができています。

今、本当に生活スタイルがいろいろになってきている中では、非常に使い勝手がいいということで、利用者が年々、大変増えています。2ページの一番下に数字がありますがけれども、活動件数がどんどん増えていまして、多分、今年度は7,300を上回る勢いで、今のところも増えているという状況です。

この支援員たちは、このあい・ぽーとで、大日向先生が施設長をしていらっしやいま

すけれども、非常に厳しい講座を受けていただいて、一般の区民の方が、その講座を全部修了すると認定されて、この支援に当たるといふふうになっています。後ろの方に要綱も付けてありますので、ごらんください。

ということで、一旦ここまでで報告を終わります。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問を受けたいと思うんですが、児相との連携で、前の自治体の方にも伺ったので、念のため、確認の質問なんですが、一時保護の解除、あるいは施設入所していた子供が地域に戻る時は、必ず会議は持たれるようにされていますか。

○保志相談担当係長 はい。ケース会議をしていただきたいということでお願いして、できるだけ港区に戻ってくる前の段階でしていただきたいということをお願いしています。

○松原部会長 大体それで実現できていますか。

○保志相談担当係長 実現するようにお願いしています。大丈夫です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、どうぞ。

○武藤委員 小さな市や町であれば、要支援や要保護の家庭をきちっと把握することは割としやすいと思うんですけれども、大きな区などになると、なかなかそういうものができにくいのではないかと想像されます。港区の場合は、5つの支所に分けた、行政区に分けた把握の仕方みたいなことをしているのではないかなと思うんですけれども、要は、要対協等々で、要保護の家庭がどのくらいあるのかだとか、それから、要支援というんですか、見守りをしなければいけないようなところがどのくらいあるのか、そのランク分けだとか、これはちょっと厳しいから、相当関わらなければいけないねというケースから、これは少しスパンをもって関わっていいのではないかとだとか、そういうような振り分け等々されるのではないかなと思うんですけれども、そういうものがきめ細かく行われているのか、もっとやりたいんだけれども、マンパワーだとかも含めて、なかなかできないということになるのかどうか。そこの辺りの状況を少しお聞かせ願えればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○保志相談担当係長 子ども家庭支援センターに相談という形で入ってくれば、一旦はすべて受理をするときに、どういう対応が必要かということ判断しています。うちでいくと、今、継続して見ていきたいと思いますというのは大体200前後の数になっています。これも平成21年6月の時点では120台でしたから、丸2年間の間に倍近く増えまして、継続の場合はかなり長期に渡って見なければいけないということですから、ちょっと厳しいなという数になっています。それ以外のケースについては、きちんと保育園なり、学校なりをお願いをして、一旦、子ども家庭支援センターは手を引くというふうにしています。一気に様子が変わってしまうということが何人もいらっしゃるものですから、終結させたとしても、こちらだけで終わりましたというわけにはいかないの、一

応、今、こういう取扱いにしたけれども、この先もし何かあったらお願いしますという事は、かなりはっきりした形で、それぞれの部署にお願いするようにしています。

相談件数が増えてきたことの背景には、それぞれの子供を関係機関が抱えていて、何とか自分のところだけでできるのではないかと思っていたものを、一旦相談しようと思っていたという事がかなり大きな要因であると思います。ですので、一般には、区民の方が見ると、こんなに数が増えていくなんで、子ども家庭支援センター、頑張っていると言っているけれども、実際に虐待は減らないではないのというふうな感想を持たれる方もあると思うんですけれども、実際、増えているということもあるのと同時に、それぞれのところで見ても大丈夫かもしれないけれども、一応、知らせておきますという相談は非常に増えてきているので、子ども家庭支援センターが一旦はどうかなというふうにチェックをするというか、一緒に考えるという機会が増えていっているとは思っています。

まだまだ見えていないところもあるかとは思いますが、今回、このマニュアルも、昨年度つくって、まずは公立に配ったんですが、今年度になって、港区にある私立の幼稚園、小学校、中学校、高校にも全部配りました。お子さんが港区民とは限らないんですけれども、もし何かあれば必ず知らせてほしい、こちらから必要な、住んでいらっしゃる子ども家庭支援センターを紹介するので、まずは連絡くださいということをお願いしました。この後は、区はどんどんいろんな部署を委託しているので、そうすると民間ベースで職員が見ているというところも増えてきていますから、そういうところに更に、人の入れ代わりも大きいので、何度も研修をしていくことが必要かなと思っています。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○磯谷委員 この機関の連携で、今、一番課題だとお考えのところがあれば教えていただきたいのと、特に児童相談所との連携において何か課題に感じているところがあればと思います。

○保志相談担当係長 関係機関に関しては、民間のところにももう少し入っていきたいと思っています。公立の分野は、情報共有も、例えば、メールがあるとか、やりやすいんです。閉じた通信手段がたくさんあるので。民間のところは本当にぎりぎりの時間で働いているので、それ以外の時間を取っていただくことが難しい。だから、こちらで、夜の時間にしましょうとか、午後からの勤務であれば、午前中来ていただけませんかという形でお話しするというふうになっていくんですけれども、そのところに入っていくか、この先は難しいかなと思います。

NPO との連携なども、港区は子供に関しての NPO 活動がそんなに盛んにあるわけではないので、今はあい・ぽーとなどが中心ですけれども、そこもこれからは課題になってくるかなとは思っています。

児童相談センターに関しては、今はどんなにささやかな質問も非常に丁寧にお答えい

ただいでいて、ほぼストレスはないと思っています。ちょっといい答え過ぎますかね。

○磯谷委員 民間とおっしゃったのは、具体的には、例えば、病院だとか、あるいは私立の幼稚園や学校だとか、そういうところですか。

○保志相談担当係長 そうですね。あとは、区が委託をしている民間の事業所が、例えば、保育関係のサービスをやってくれているところとか、子育て広場も港区の場合は委託になっていますので、一般の保育の事業所で、それなりに教育は受けてきていますけれども、港区の虐待対応はこうですよ、相談対応はこうですよということをきちんと、直接会って伝えたいというところが、そこはなかなか忙しくて、十分にはやり切れていない課題になっています。

○松原部会長 ほかにいかがですか。高田さん、次に柏女委員、どうぞ。

○高田委員 この派遣型一時保育サービスについて質問なんですけれども、私の区もファミリーサポートとかがあるんですが、利用したい人がたくさんいるのに、支援する人がすごく少ないということになっていて、申し込んでも全然利用できないんですけれども、今回、このハードルが結構高くて、講座を受けないと支援できないというところで、ますます、希望者は多いけれども、支援者がいないみたいな状況になったりしていないかという気がするんですが、いかがですか。

○保志相談担当係長 保育所もそうなんですけれども、つくればつくるほど入りたい方が増えてくる、いい支援をすればするほど、それはいいわねという方が増えていらっしゃるのと、あと、港区は非常に子供が増えていまして、今、毎年2,300人以上生まれているんですね。人口比でいくとかなり高い確率になっていると思うんです。確かに、幾ら支援者を増やしていっても、もっともっとニーズが大きくなっていくというのは実情です。この派遣型一時保育のほかに、もう一つ、社会福祉協議会が育児サポート子むすびという育児サポートをやっているし、その2か所で何とかやっているの、ぎりぎりというところなんです。両方6年生までなんですけれども、派遣型の場合は、小学生のお子さんも見たいという方もちょっとずつ、夜の時間ですとか、お休みの日ですとか、増えていまして、そういうところも難しくなっているところなんです。

ハードルが高いことは逆に、そういうところで自分の力をつけて、自分の第2の人生を保育にかけたいという意識の高い方がかなり集まってくださっています。子育て・家族支援者養成講座の講師にも非常に立派な先生方が来てくださっていて、そんなお話を聞けるならと、非常に使命感を持って一種独特なモチベーションの高さが保たれているところで、支援していきたいという方はずっと増えていっているところです。

3級と2級がありまして、2級の方が派遣型ということでお宅に出向くことができるんですが、区がさまざまな、例えば、基本計画の説明会をするときに保育をしますというところの、集団で保育をする場には、3級を先にとり取っていただくと、そこで支援していただく。この経験を何十時間か持たないと、2級の、1人でお宅に行くというところは認定されないんですけれども、それ自身が非常に励みになるというか、その先の自分

の充実感と、自分に力がついたという感覚が得られるということが、支援者たちを励ましているかなと思います。だから、最初は、そんなにハードルが高いのはと心配したんですが、逆にそこがよかったようです。でも、まだまだ足りないことは間違いありません。

○柏女副部長 ありがとうございます。とても素敵な報告を伺わせていただきました。

先ほど保志さんのお話の中で、児相とセンターは役割の違いだということで、児相の役割であれば、毅然としてそちらに送致するというお話を伺って、もしそうだとすると、施設入所中のケース管理、進行管理は、港区としては特にしていないということでしょうか。

○保志相談担当係長 進行管理の会議のときには全部資料をいただきまして、その中では、例えば、ずっとうちが持っていた子供に関しては、どうなっていますかということは伺う場合もあります。あと、必ず、近々帰ってくる子はどの子ですかということは、時間を取ってお話ししていただいています。通常は、入所した場合は、もううちのケースではないという扱いになっています。あとは、保護者が落ち着いていない場合は、その支援は完全に途切れるということではなくて、一緒に行っている場合もあります。親の方は、例えば、生保ワーカーとか、保健師がずっと引き続き見ている場合があるので、不安になると、子ども家庭支援センターに「見通しは怎么样了」 「親は子どもを返してほしいということで必死に頑張っているの、何の見通しもないと非常に応援しにくい」とかというお話があったときには、児相にお願いして、様子だけ簡単に見通しをお話しいただくようなことはあるので、法的な権限に関しては十分自覚しつつも、スムーズにいくためには、全く手をつけないということではないです。

○柏女副部長 わかりました。事例に応じてという感じですね。

○保志相談担当係長 そうです。

○柏女副部長 もう一つ、例えば、夏季帰省とか、年末年始の帰省とか、あるいは生保のワーカーが訪問するときなどに、子供がこんなふうに成長したよとか、児童養護施設の養育状況報告などをもらっていて、伝えるとか、そういうことも事例によってという感じになるんですか。

○保志相談担当係長 それは代わりにはしません。そこは児相にお願いします。子供を見ていない立場でそのことをお話しするというのは権限外だと思っていますので、必要なことはこちらからお願いします。

○柏女副部長 それは児相の仕事ということ。わかりました。ありがとうございます。

○松原部会長 いい実践で、もっと時間をかけたいところなんですけれども、夜遅く来ていただいて、ありがとうございます。本当に貴重な実践ありがとうございます。もし追加でお尋ねするようなことがあったら、事務局を通じてお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(港区 退室)

○松原部会長 では、今、伺った2つの事例も含めて、部会として、今日、2回目になり

まず地域ネットワークのことについて議論をしていきたいと思ひます。まず、前回部会の振り返り、補足をしたと思ひます。事務局からお願いいたします。

○西尾次世代育成支援担当課長 それでは、資料2に基づきまして前回の振り返りをしてみたいと思ひます。

まず、2回るときに、課題全般についてということで、項目に加えてはどうかというところで、児童相談所の虐待対応の体制を加えてはどうかという話がありました。これは資料3で反映しております。後で触れてまいります。

それから、課題1の地域支援ネットワークの強化については、かいつまんで言いますと、見た限りにおいては、現状では要対協、あるいは支援センターのマニュアルと児童相談所のマニュアルがきちんと重なっているのかどうか、これは重なっていないかならないのではないかという御意見。

それから、ネットワークの中で特定妊婦を早いうちに把握して、積極的に支援していくといった仕組みが非常に重要である等々の意見をいただいております。

それから、下がりまして、子ども家庭支援センターと児童相談所の関係についてでございますけれども、ここもマニュアルの話と地続きでございますけれども、安全確認のためのチェックリスト、あるいはリスクアセスメントシートが児童相談所と支援センターで別のものを使っている。これは違う物差しで測っているということであるので、同じアセスメントシート等を使うべきではないか等々の御意見をいただいております。

あとは、支援センターの研修システムもレベルアップが必要なんではないかという御意見をいただいております。

2ページ目に移りまして、医療、教育部門との連携が十分ではないというところでは、小学校以上ではスクールカウンセラー等が配置されているけれども、幼稚園や保育園にはないということで、そういった心理の専門家が関わる機会があればという御意見。

あとは、親の中には、なぜ子供をたたいてはいけないのかという、その辺のところもわからない方がいらっしゃる。そういった際のマニュアル等はないのか。

あとは、家庭復帰のチェックリストも含めて、マニュアルの作成、ハウツー本になってしまう恐れがあるので、ここはきちっと目的や理念を書いておく必要がある等々の御意見をいただいております。

それから、資料請求につきましては、これは幾つかいただいております、うちで用意できるものは今回また用意させていただきます。資料集を見ていただきたいと思ひます。併せて御説明をさせていただきます。まず、一時保育、ショートステイ、病児保育、この辺のサービスの状況はどうなっているのかということで、これは資料集の1ページに載せております。

一時預かりのところを区・市町村別で載せてありまして、ごらんとおりの状況でございます。一時保育というのは、一時預かりという事業名で載せておりますけれども、区部で386、市部で230ということで、計633か所で運営をしているということ

です。

それから、病児・病後児保育につきましては、区部が68、市部が36で104でございます。

ショートステイは、実施しているところだけを○をつけておりまして、本当はどれぐらいの定員数があるかとか、その辺もあらわせればよかったんですが、私どもの手元にはございませんで、今日の段階では○で示しております。

病児・病後児保育につきましては、次世代育成支援の東京都の行動計画で目標設定をしております。今、ここでは104か所になってはいますが、平成26年までに140か所にしていこうということになっております。それから、一時預かり事業につきましても、平成26年度までに利用児童数を40万人にしていこうということで、22年度実績においては37万6,000人ぐらいのところでは実績としては挙がっております。目標数まで計画に基づいて今後とも進めていくというところでございます。

それから、2ページ目なんですけれども、これは資料要求というよりも、高田委員から、幼稚園・保育園に臨床心理士のような外部の専門家が関わる機会がないかという間がございましたので、区市町村で保育所の巡回相談を実施しているところ、これは私どもが所管する包括補助を使っている自治体の実績を載せさせていただいております。主に発達障害等に絡めて専門相談をしているという内容になっておりまして、包括補助以外にも、障害の包括を利用した事業をやっている区・市町村もいると思うんですが、私どもで把握しているのは、この4つの自治体ということで、参考に載せさせていただいております。

それから、3ページ目は、病児・病後児保育のニーズに係る御質問があったので、直接的なデータがないんですが、平成19年度の基礎調査の中で「子どもを預けていて不満に思うこと」の中に、棒グラフの一番左に「子どもが病気のとくに利用できない」というところがありまして、保育園を利用している中で、お子さんが病気になったときに非常に困るというところで、病児・病後児保育の必要性は、この辺のところ、ざっくりではございますが、数字にあらわれているということで、載せさせていただいております。

ついでに4ページも、これは直接資料請求はございましたが、後で私どもの児童相談センターの治療指導課でやっている事業が出てまいりますので、これの概要を載せております。

それから、調査要求のところ、民間プログラムのところなんですけれども、さきの児相調査では2事例しかなかったんですけれども、1事例が、磯谷委員が理事長をしておられる子ども虐待防止センターが出てきているということで、後でこれは触れていきたいと思っております。

以上でございます。

○松原部会長 資料2についての御質問はおありになりますか。よろしいですか。

それでは、3と4を説明していただいて、議論に入りたいと思います。事務局からお願いします。

○西尾次世代育成支援担当課長 3につきましては、先ほど児相の体制について、これを課題に加えてはどうかということで、課題3の1つ目の■の4つ目の○に載せております児童相談所の体制の強化ということで、虐待対応専門チーム等々、こういった体制の見直しが必要なのではないかということで、項目として御議論いただければと思います。資料3については以上でございます。

引き続き資料4でございます。前回では、課題と検討の視点ということで、4つの■について御議論いただきましたけれども、前回までの議論を踏まえまして、今回は解決の方向ということで、たたき台をつくらせていただいております。

1つ目の「要保護児童対策地域協議会の機能強化」につきましては、これは基本的なところなんですけれども、要対協はそもそも要保護児童の早期発見、適切な保護のために、情報の共有化、あるいは相互の連携、役割分担を通じての各機関の責任を持った関わりと、この辺をしっかりとやっていくという目的がございますが、一方では、江戸川区のケースで、ネットワークの隙間で重大な事件が起きるということで、ここのところは不断の見直しというか、ネットワーク強化については議論していかなければいけないということを踏まえまして、これは済みません、ちょっとおさらい的な内容になってしまうんですが、個別ケース検討会議については、資料にも付けましたけれども、死亡検証部会等で基本的なところを、個別検討ケース検討会議をだれがいつまでに何をするかというところを点検しながらやっていくというところは、どこの個別検討ケース会議、地区がどこであれ、この辺は基本としてやっていかなければいけないところだろう。

加えて、ネットワーク会議のところ特定妊婦の対象の特定とか、早期の把握、支援の在り方を具体的に定めるべきということで、今日、多摩市のチームがございまして、非常に先駆的な取組みかと思いますが、まだまだ特定妊婦のところ、どうやって対応したらいいのか、その辺がわからないという自治体も多い状況もございます。この辺は下の箱で触れます共有ガイドラインに反映してはどうかという内容でございます。

それから、地域の独自の取組みは、基本的なところを抑えつつ、地域の実情に応じていろんな工夫が必要だろうということで、今日の多摩市の実務者会議のいろんなチーム分け、あるいはほかの自治体でもいろいろ工夫なさっているということで、是非ともこれはこの審議会の議論の中でも取り上げていただいて、先駆的な事例は、ほかの事例を見た自治体が、これはいいなということで、底上げにつながるような、そういった御紹介ができればいいかなと思っております。

それから、2つ目の「子ども家庭支援センターと児相との連携のあり方」ですけれども、これは図を用意いたしました。1ページめくっていただいて、ポンチ絵を用意いたしました。議論の中で、とにかく児童相談所と子ども家庭支援センターは同じ物差しで、それから、連携について、同じガイドラインを持ってやっていくことが大切なんではな

いかということで、図式化をしております。

東京ルールというのが子ども家庭支援センターと児童相談所の間でありまして、ルール化ということでやっています。その中に、チェックリストは、子ども家庭支援センター側には絶対使いなさいということではありませんけれども、東京ルールの中にチェックリストが示されていて、児童相談所が使っている。共有ガイドラインの中でしっかりとチェックリストの共有化というところを位置づけて、それから、東京ルールというのはルールの骨の部分ですので、実際に隙間のない支援ということで、どうやっていくんだということをもっとガイドラインのところで具体的に詳細にあらわしていく必要があるんじゃないか。

中板委員の御指摘にもありましたように、理念、目的の明確化というところもしっかり意識しながらつくっていく。そこには、特定妊婦の援助ですとか、後で触れます保護者援助における連携ですとか、そういったものを盛り込んではどうかということです。

それから、ガイドラインだけではなくて、後半、下のところでですけども、現場レベルの連携ということで、これは従前からやっております個別ケースにおける子ども家庭支援センターと児相の家庭訪問の同行とか、そういった基本的なところ。

それから、今日も自治体の話にもありましたように、チーフが今年度からお邪魔をして、子ども家庭支援センターのケース会議に参加させていただいている。この辺の取り組みはしっかりと続けていきたいと思っています。

それから、3番目が、少し新しいところなんですけれども、児童相談所と子ども家庭支援センターがもっと一緒に研修をしていく。その内容も、参加型の研修をしっかりとやっていく。一部、新任の児童福祉司の研修の中では盛り込まれてはいるんですけども、ここを充実してはどうかということです。ロールプレイング形式、例えば、模擬的に関係者会議をやって、子ども家庭支援センター、児童相談所が役割を逆転させて、相手の立場になって考えてやってみるなどということもいいんじゃないかと思っています。

それから、一番下のところは、これもやっておりますけれども、子ども家庭支援センターから長期派遣、1年間というところで派遣をいただいて、児童相談所の業務をじっくりと見ていただく、勉強していただくというところ、ここも重要ではないかと思っています。今、実績としては、6区、7人の方に児童相談所に来て、派遣研修ということで活躍していただいております。1年間のスパンというのが非常に重要だと思っております。1年間であると、ケースの入口から出口までを経験できるということもありますので、この辺は是非とも続けていきたいと思っています。

以上が2番目の箱でございます。

A 3ペーパーに戻りまして「保健、医療、教育など各部門との連携強化」でございます。医療機関においては、なかなか決定打がないんですが、従前より東京都では、前に御提供した資料の中にもありましたけれども、院内虐待対策委員会の立ち上げ支援ですとか、あと、医療従事者研修をしております。それから、今、力を入れているところ

は、地区医師会の巡回の強化研修ということでやっていますけれども、更に去年から工夫をしているのは、地元の所管の児童相談所や子ども家庭支援センターにもこの研修にも来ていただいて、実際に顔合わせをする。お医者様方とここで顔つなぎをして、次の連携強化へ進めていこうということで、これは今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

あとはマニュアルの普及ということで、前回も少し紹介いたしましたが、3つの冊子がございます、この辺のところも引き続き普及・啓発をしていきたいと思っております。

それから、その下の児童相談所の保健医療コーディネーターという書き方をしていますけれども、第1回の緊急提言でコーディネーター役が必要ということで提言をいただきましたので、今、その人員要求に向けて進めているところでございます。このコーディネーターが設置された際には、この機関との橋渡し役として活躍してもらおうと考えています。

それから、地元の大きな病院があるとすれば、なるべく要対協のメンバーに入っていたくというのは引き続き必要かなということでございます。

それから、学校との連携ですけれども、先ほどの自治体のお話にもありましたけれども、いろんな工夫で学校と連携をなさっているということで、案としては、1つ、教育と福祉部門との橋渡し役が重要ではないかと思っております、スクールソーシャルワーカーがその役割を担っていただけるのかなという期待もありまして、ここに載せさせていただいております。教育庁に聞いたところ、29区市の教育委員会で設置されている。都を通じた設置ということで、これ以外に独自で自治体で設置しているところもあるかもしれないという話でした。

その下の事例で、これは次回以降、ペーパー等で御紹介していきたいと思っております、ある自治体では、校長OBですとか、心理職、社会福祉士がチームを組みまして、各学校から児童の生活環境の改善等の相談を受けて、実際に家庭訪問等を行って、福祉部門との橋渡し役も担うということで、非常に活発な活動をしていらっしゃると思っておりますので、次回以降、紹介をさせていただければと思っております。

それから、最後の箱の「保護者援助における連携に向けて」ということで、これも図を用意しております。先ほどのポンチ絵の次のポンチ絵がありまして、この縦の紙でございます。児童相談所は、現在、国から20年の3月に保護者援助ガイドラインということでガイドラインが出ておりますけれども、それに基づきまして、保護者援助については具体的に進めております。保護者援助といっても非常に広い概念がありますけれども、児童相談所でも今、いろんなプログラムをつくって、セカンドステップですとか、月に1回、2回の頻度ですけれども、そういったプログラムもやっている。子ども家庭支援センターでは、これも従前よりノーバディズパーフェクトのプログラムをやっております。

一番上に治療指導課がございまして、家族再統合事業ということで、実際に事業を進めながら、各児童相談所、あるいは区・市町村にノウハウの提供を行っているところですが、これだけでは、御案内のとおり、虐待件数が急増する、今後も増えるのではないかという中で、今の枠組みではなかなか対応し切れないことも予想できるということで、ここは民間の方々との連携が重要だろうということでございます。

ただ、この辺の資源がなかなか限られているということで、先ほど少し触れました子どもの虐待防止センターは世田谷で活動していらっしゃる、非常に実績もおありになるということで、こういった団体と連携しながら、この保護者援助を充実していく必要があるのではないかということで載せさせていただいております。

済みません、長くなりました。以上でございます。

○松原部会長 限られた時間ですが、資料4はたたき台ということで提供していただきました。いろいろ御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今日は2つ、市と区にお聞きしたんですけれども、一時保護とか、措置解除のときに会議を持つというのは、港区もそうお願いをしているということだったので、ここは都としてルール化されていないんだね。措置時はあるけれども、措置解除時です。

○影山児童福祉相談専門課長 措置解除については基本的にやるということで、ただ、一時保護について、全件できているかというところ、ここはまだ全件ということにはなっていない。

○松原部会長 多分、地域がびっくりするんだね。あれ、あの子、また帰ってきていると。そこは連携の在り方とところで大切なところだなと思うので、というような商品見本を出しました。

どうぞ、御自由に。

○柏女副部会長 解決の方向で、これまでの意見を踏まえた上で、まとめていただいて、御提案いただいているかなと思います。特に2番のところ、共有ガイドラインを策定すべきだということ、是非これは進めてもらえればなと思います。そのときに、先ほど港区の保志先生がおっしゃっていましたが、つまり、一時保護もそうですし、それから、措置を解除するところもそうだと思いますが、実施主体が変わるところに切れ目が出てきてしまうので、この切れ目のところの情報共有の仕組みをルール化していくことがとても大事かなと思いました。

それから、もう一つは御質問なんですけれども、一番下の民間団体との連携のところなんですけれども、子どもの虐待防止センターと児童相談所で以前、覚書を交わしていたのではないかと思うんですけれども、これは今も有効なのか、どんなふうになっているのか、教えていただけますでしょうか。

○西尾次世代育成支援担当課長 平成12年、情報の共有化についての連携ということで取り交わさせていただいております。あの辺のところを使って今も連携のところをやっていくというのは、もしかしたら可能かもしれませんが、いまひとつシステムチックに、

実際のケースを、こういう場合はこうしましょうとか、そういったルール化はできておりませんので、その辺のところを、どこまで、何ができるのかというところを今後考えていければと思っています。

○柏女副部長 子どもの虐待防止センターは、そういう保護者支援のノウハウを今でもかなり持っていらっしゃるんですか。

○磯谷委員 私に御質問ですか。虐待防止センターで以前から力を入れているのは MCG ですね。虐待をしてしまうお母さんと子供のグループということで、これはかなり長い実績と、それから、都内だけに限らないんですけれども、保健所、保健センターなどからの御依頼で、ファシリテーターもやって、かなり広がっているというのは1つあると思います。

それから、比較的最近行っているのは、コモンセンスペアレンティングとあって、怒りのコントロールなども含めて、そういうふうなところをやっています。今、ぱっと思いつく保護者をターゲットにしているものというのは、そんなところかなと思います。

○柏女副部長 全国的に言えば、児童家庭支援センターが児童相談所からの委託で、そうした保護者支援をやれることになっていて、それに対しては措置費も出ているわけですね。東京都はこの児家センをやっていないので、そういう意味では、保護者支援機能の分を、他県はその分のお金を使っているわけですけれども、東京都は使っていないわけです。それを考えると、例えば、子ども虐待防止センターが行うものに対して、指導委託みたいな形でやって、そこにお金を流すというようなことをするか、あるいは子ども虐待防止センターが話し合いの中で児家センになっていただければ、施設を併設しなくてもやれるわけですから、そこに900万何がしの税を投入することができるということを見ると、何か、そういう工夫ができないかなと思うんですが、御検討いただければと思います。

○西尾次世代育成支援担当課長 多分、実際に児童相談所の機能の一部を担っていただくというところを検討すれば、そういった何がしかのしっかりとした、補助金も含んだ仕組みは必要となると思うんですが、その辺のところは研究ということで、また考えさせていただきます。

○松原部長 関連して、子ども家庭支援センターも、いわゆる先駆型、虐待対応が強調される中で、子育て支援の方が少し後ろに下がってきていて、府中だとか、墨田だとか、もともと民間がやっていたところが、区とか市で直営でやりますということで、今、それこそ委託が切れそうみたいな、あるいは切れてしまいますみたいな状況になっていて、結局、せっかく東京みたいにいろんな社会資源がある中で、都と区・市で、公でかっちりやりますというのはよくわかるんですけども、そういう民間の力を生かし切れていない。地方に出ていくと、そういう NPO 団体すらないというので、民間のという話をしても、へっという話になってしまうけれども、東京はたくさん、それこそノーバディズパーフェクトだとか何だとか、いろいろやっている団体もあるわけで、民間のところを

もうちょっと活用できたらと思います。その上で、今日、保志さんがおっしゃっていた子家セン、あるいは行政との連携という、もう一つの課題があるんだろうと思うけれども、もっと民間の力を活用してもいいのかなと思いました。

- 磯谷委員 1点は、前回たしか発言したような気がしますので、どこかに盛り込まれているかもしれませんが、要対協、あるいは地域のネットワーク同士の経験交流といえますか、ネットワークといえますか、そういったところを支援していく必要があるのではないかと。つまり、今日、いろんな独自の取組みが出てきていますけれども、そういったものがタイムリーに共有できて、そして工夫をして、例えば、経験交流会で発表してとか、そういうふうな全体で高め合っていけるような仕組みをつくる必要があるのではないかと思います。

それから、もう一つは、ちょっと漠然とした話で恐縮なんですけれども、今回、共有ガイドラインもつくるということで、それ自体、勿論、いいことだと思うのですが、今、既にある東京ルールは、基本的に地域、区・市町村とのネットワークがうまく機能するような整理をしているわけで、基本的な考え方は非常に合理的だと思います。しかし、いろんなところで漏れ聞くんですけれども、この東京ルールは必ずしも人気がない。ただ、それは受け止めの方の間違いかもしれないと思うんです。繰り返しますけれども、理念的には正しいと思っています。その辺りが全体的にどう受け止められているのかというところが非常に気になって、もし仮に、これについてぎくしゃくした思いがあるとすると、そこを克服した上で共有ガイドラインをつくらないという気もするんです。例えば、かなり細かく、相談、送致、通告とか通知、それはこういう定義だと書いてあるわけで、これは必要なことだと思うんですけれども、ひょっとしたら、こういうところのアレルギーなのかなと思います。仮にそうだとすると、共有ガイドラインでものすごく大部なものがどンドンできると、一層アレルギーが強まるのではないかと懸念するんです。

- 西尾次世代育成支援担当課長 まず、子ども家庭支援センターのガイドラインを振り返ってみると、平成17年に松原先生に座長になっていただいて、児童相談所側と区・市町村の代表者側が集まって議論をしてつくったものがあるんです。ただ、つくるのが大変で、その後、改定をしていないというところで、いろいろ法改正がある、それから、いろんな仕組みが動いていく中で、これはどこかで改定が必要なんだろうとは考えていたんですが、この共有ガイドラインのところ、今の子ども家庭支援センターガイドラインをベースにして、それを衣替えという形でやる、しかも、ここにも書いてありますけれども、あのときと同じように児童相談所側と区・市町村代表者側が集まって作り込んでいくというプロセスを丁寧に経ながらやっていくというところで、その中でもしかしたらアレルギーがいろいろあるかもしれませんが、そこはお互いいろいろ議論し合っつけて作り込んでいくというところが必要ではないかと思っています。
- 影山児童福祉相談専門課長 東京ルールなんですけれども、21年に1回改正をして、

今、新東京ルール。確かにきちっと幾つか、それぞれの方向性の整理をしたということは決めたんですが、そんなにがちがちに決めたつもりはなくて、原則は文書でやりましようと言いながら、適宜、地域児相と区・市町村の間で、送致、移管だけはきちっと文書でお願いしますけれども、それ以外のものについては文書でなくても構いません。ただ、お互いがきちっと漏れがないようにしてくださいというところであるとか、割と柔軟にできるような形を取って、やる場合でも、がちがちで、もう送ったからねというだけではなくて、その前にきちっと協議をして、ある程度合意形成をした上でやってくださいということで、うまく使えば、とてもいいんだろうなと私は思っているんですけども、確かに先生おっしゃるように、なかなか不人気なところがあるんで、今すぐこれをどうこういじるというよりも、ガイドラインの中で、ここでも書かせていただいたように、実践例を挙げながら、実は、こういうところでうまく使えば、もっと活用できるんだというところを改めて示していきたいなと思っております。

- 松原部会長　うまく使えていないのは、私もいろいろ聞くところによると、児相側、もうちょっと言うと、個々の児童福祉司に課題があるのかなと思うのと、あとは、新東京ルールのときに、区・市町村は十分に議論に参加できなかったということで、やや押しつけられてしまったかなというのがあって、今回、共有のガイドラインをつくるのもそうなんですけれども、一緒につくっていくこと自体が区・市町村の研修にもなると思うので、是非そこは共同作業をしていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

- 武藤委員　まず、最初の■の要対協のことで、これも最初に私は話したような気がするんですけども、形だけいろんな会議をしているというのではなくて、本当に十分機能しているのかどうかということを事項チェックできるようなチェックリストだとか、それから、自分たちだけ一生懸命やっているんですけども、なかなか進んでいないみたいなところが多分あるんじゃないかと思うので、そういう意味からすると、第三者からのチェックを受けるというんですか、そういうものも制度的に各区・市町村で必要なんではないかと思うんですけども、そういう制度が何か設けられないものかなという感じはしております。

それから、その下に地域の独自の取組みということで、大いに御紹介するということはとても大事だと思います。それから、理事長が紹介するときに「先駆的な」という言葉を使ったと思うんですけども、そういう意味からすると、こういうことをやったら非常に効果がありましたよというところは大いに強調した方がいいんじゃないかと思っております。私たちの施設などもそうなんですけれども、同じような子供たちを受けて、うまくいかない、いろんな施設に聞いたりするんです。そうすると、こうやって効果上がっていますよということで、そのやり方、少しうちにもちょうだいよということで、そのやり方でやってみると、ああ、意外とうまくいったということもあります。そういう意味からすると、今日、多摩市の事例だとか出ていたと思うんですけども、そうい

う先駆的な取組みを大いに御紹介をして、それで横のつながりというんですか、横で大いに交流する機会みたいなものを持つということも有効なんではないかと思えます。

それから、もう一点は、先ほど柏女先生から、児童家庭支援センターのことがちらっと出たんですけれども、柏女先生が座長であった国の社会保障審議会の児童部会の社会的養護専門委員会、あと、社会的養護の課題に関する検討会、これは私も入ったんですけれども、国の方で社会的養護の課題と将来像という形で、今まで、どちらかという、保育所以外の児童福祉施設、いわゆる社会的養護の施設が、虐待を受けた子供たちだけの支援に追われてしまっていたということがあって、ぼろぼろになって傷ついてきた子供たちの対応が、これでは非常に遅いというようなことを非常に私は実感として感じているんです。ですから、社会的養護の施設がもう少し予防のところに、地域に、子育て支援にどんどん参画していくということが必要だと思っています。

これは以前からも言われてきたんですけれども、全然進んでいないんですね。進んでいるのは、ショートステイという形で、母子生活支援施設や乳児院等々が、今、都内でいくと36か所ぐらいだったと思うんですけれども、施設が割と積極的に受けながら、24時間の施設なものですから、ショートステイを受けているというぐらいで、実際、施設の職員が子ども家庭支援センターの職員と一緒に、また児童相談所も含めて、地域に打って出るみたいなことがほとんどされていなかった。

今回、この課題と将来像の中では、社会的養護の施設が大いに地域支援に入っていきます、こういう表現をしているんですけれども、将来的には、児童養護施設や乳児院が児童家庭支援センターを標準装備していく必要があると、「標準装備」というのを使ったんです。要は、どこの児童福祉施設も、児童家庭支援センター等々を持ちながら、地域の虐待の予防だとか、子育て支援に入っていくというような、そんな青写真を今、出したんです。

そうした場合に、東京都は子ども家庭支援センターでやっているということで、施設型の児家センというのはやれないという状況なんです。この前も部長にも申入れをしたところなんですけれども、全部が全部、一遍に児童家庭支援センターを持てるかということ、なかなか難しいと思うんですけれども、施設で力量を持っているところから、児童家庭支援センター的な役割を持ちながら進めるということも、1つの案としては考えられるのではないかと思っています。今回ここに書けるかどうかというのはあると思うんですけれども、今後の研究材料に是非していただきたいと思っています。

国の方は、昨日も厚生労働省の課長といろいろ話をしたんですけれども、来年から里親支援の担当職員を各施設につけるということで、3割ぐらいの施設に来年から里親支援担当職員を非常勤職員でつけるというような準備をしております。そういう人たちが、里親支援だとかも含めてですけれども、地域の子育て支援に入っていくだとか、それから、ファミリーソーシャルワーカーというのがほとんどの施設に配置されているんです。ですから、施設に返す場合に、先ほど言った子ども家庭支援センターの人たちと共同し

ながら取り組むということがもう始まっていますので、3番目のラインに書くのか、4番目のラインに書くのかわからないんですけども、児童福祉施設を有効に使うということも是非、書いていただきながら、今後の東京の子供家庭の拡充の中に、施設をもっと盛り込んでいただきたいというのが意見です。ちょっと長くなってしまったんですが、済みません、よろしくお願いします。

○柏女副部長 今日の話は要対協と児相の話が中心だったので、1つ事務局にお願いできればと思ったんですけども、例えば、自治会とか、社教とか、そういうレベルと要対協がどうつながっていくとかいうような視点を考えると、東京都内の各区・市町村で、例えば、子ども虐待防止条例とか、あるいは子育て支援条例でもいいんですけども、みんなで子育てしようよというものを、条例なり規則なりでつくっているところがあるんじゃないかと思うんです。武蔵野はたしかそうですね。ほかにもあるんじゃないかと思うんですが、ないんですか。そういう事例も集めてほしいと思ったんです。

○西尾次世代育成支援担当課長 私も今のところは武蔵野以外に思いつかないです。ほかの地方の道府県レベルではいろいろあるようですけれども、そこは確認してみます。

○柏女副部長 そういうところのヒアリングなども、機会があったらできたら、もうちょっと裾野というか、そのシステムがどんなに立派でも、区・市町村に上がってこなければ余り意味がないので、そういうところが見られれば、うまくつなげるための仕組みみたいなものが検討できるといいなと思ったものですから。

○松原部会長 多分、要対協の代表者会議レベルにとどまってしまうんだと思うんですけども、地域の子育て支援団体が入っていたりするところは結構あるんですね。公的機関ではなくて民間機関が参画しているところは、結構、自治体レベルであると思うので、それは調べるといろいろ出てくると思います。

時間もあれですが、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局に今後の予定の確認をお願いしたいと思います。

○柏原家庭支援課長 今後の予定でございます。特段の資料はございませんが、次回の第4回部会につきましては、事前に日程調整をさせていただいておりますとおり、年明け2月3日金曜日の18時45分からという予定で開催させていただきたいと思っております。会議場所等、詳細につきましては、後日改めて御案内をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○西尾次世代育成支援担当課長 今日、御議論いただいた内容を踏まえまして、資料4につきましては、次回、御説明をさせていただきたいと思っております。

○松原部会長 わかりました。

それでは、今日もありがとうございました。